

青森県における遠隔手話通訳等の利用について

～青森県意思疎通支援者派遣事業～

新型コロナウイルス感染防止対策のため、聴覚障害者の方に遠隔による意思疎通支援者派遣をご利用いただけるよう、令和3年3月より遠隔手話通訳等環境を整備しました。

青森県意思疎通支援者派遣事業において、遠隔による意思疎通支援者派遣が必要な場合に利用できます。

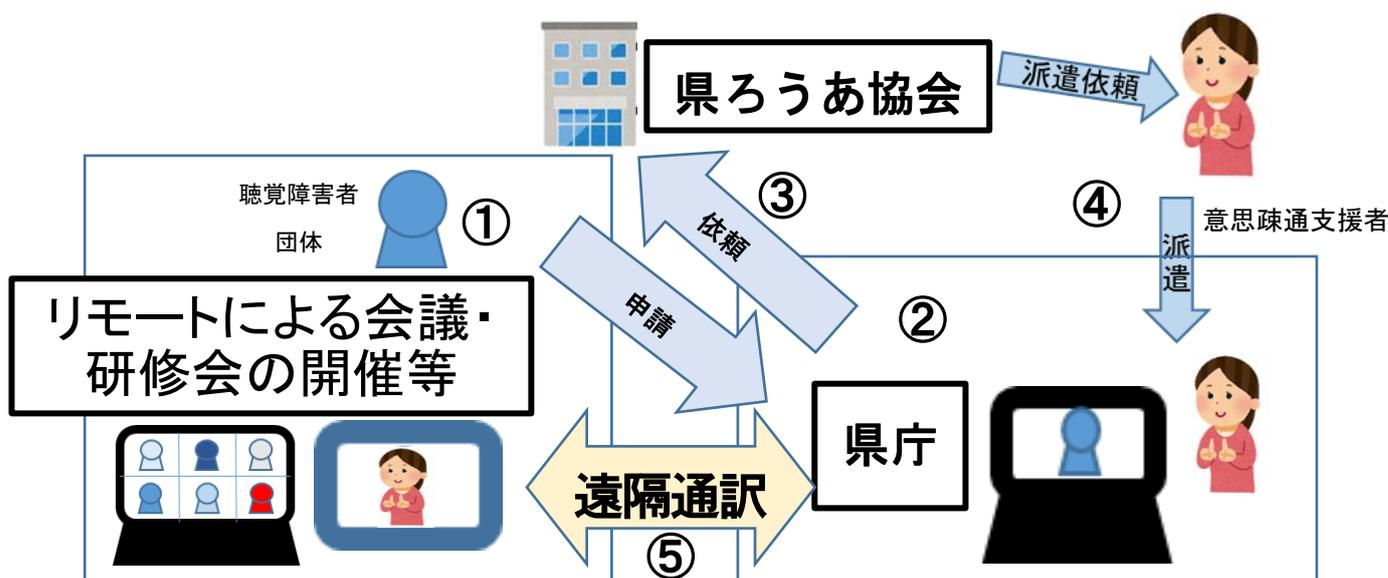
その他、聴覚障害者個人が、市町村意思疎通支援者（手話通訳者・要約筆記者）派遣事業を利用する場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあり、遠隔による手話通訳・要約筆記者が必要な場合は、お住まいの市町村へご相談ください。

[利用範囲] 青森県意思疎通支援者派遣事業において、遠隔による意思疎通支援者派遣が必要と県が判断した場合。

[利用時間] 平日 8：30～17：15（土日祝日、年末年始を除く）

[実施方法] 青森県意思疎通支援者派遣事業において、意思疎通支援者を青森県庁へ派遣し、青森県庁内に設置しているパソコンと聴覚障害者団体等のスマートフォンなどを接続しWEB会議システムZOOMによる遠隔手話通訳・要約筆記を行います。

- [利用方法]**
- ①聴覚障害者団体が、県へ手話通訳者・要約筆記者派遣を申請。
 - ②県が申請内容等を確認し、遠隔手話通訳等の利用が必要と判断。
 - ③県から（一社）青森県ろうあ協会へ意思疎通支援者派遣依頼。
 - 県では遠隔手話通訳等会場を準備。
 - ④青森県ろうあ協会から派遣依頼を受けた意思疎通支援者が県庁内へ派遣。
 - ⑤聴覚障害者団体等のスマートフォンなどと県庁内にあるパソコンをつなげ、利用を開始。



注：聴覚障害者団体は、団体等所有のスマホ又はタブレットを使用してください。
手話等をしやすいように、ホルダー（置き台）などをご用意ください。
（通信費用は利用者負担となりますので、ご了承ください。）